

全法労協だより

2001年5月15日

NO.31

全国法律関連労組連絡協議会

TEL 03 - 3363 - 4095 FAX 03 - 3363 - 8146

〒169-0073

東京都新宿区百人町1-23-22-505

法律会計特許一般労組気付

主な内容

全法労協2001年統一行動(第1次)について

全司法労働組合

全労連・全国一般労働組合

日本共産党・木島日出夫衆議院議員

法律事務所の解雇撤回裁判で勝利的和解成立(大阪)

第3回法全連近畿ブロック・全法労協関西ブロック交流会を開催

第3回法全連近畿ブロック・全法労協関西ブロック交流会が2001年4月7日、神戸市で開催されました(本文4ページ)。

全法労協二〇〇一年統一行動(第一次)

全法労協は四月一六日、司法改革問題や社会保険の強制適用化、執行官室の労働条件の改善などをテーマに二〇〇一年統一行動(第一次)を取り組みました。以下、その概要を紹介します。

全司法労働組合との懇談

奥田正委員長をはじめ四役五名の役員が応対されました。

最初に双方出席者の自己紹介のあと、全法労協と全司法双方の司法改革制度の提言について紹介がされました。全法労協の提言については、前提として、司法制度改革は国民・市民のためのものであり、そして司法に接している一人の市民としての視点、司法関連労働者の要求も盛り込んでまとめたものであることが紹介されました。全司法の提言は、裁判所の現場の労働者として、また労働条件の改善と司法の民主化・国民のための裁判所という取り組みを踏まえてまとめられたものであることが紹介されました。双方とも、司法改革の必要性とともに、それが国民のためのものとなることが重要であるという観点ではまったく一致しました。なお、全法労協提言中の公設事務所への税金支出には若干の異論が表明されました。次に執行官室の労働者の問題については、司法関連労働者全体の現状が提言やアンケート結果に示された実態に置かれていること、さらには公設事務所での解雇事件も紹介されると、大変な状況に置かれていることが理解できたとの見解がありました。全司法は、一

五年前程に執行官室の組織化に取り組んだ経験があつたが、成果を挙げられないまま現状に至つたことか紹介され、この懇談を踏まえて何らかの取り組みの必要があるとの感想が出されました。そして、相互の業務の理解のしあひが必要であること、ほかにも全般的に懇談を継続する必要が述べられ、ともに手を携えていきたいとの積極的な意見が述べられました。

最後に、懇談後の空き時間を利用して、最高裁内部の見学・説明もして載けました。

全労連・全国一般労働組合への要請

午後からは、まず午後一時に全労連全国一般労働組合を訪ね、社会保険の強制適用化の課題で大木書記長と約一時間懇談をしました。

私たちは、長年法律関連業種の社会保険の強制加入化を要求して、厚生省交渉を行ってきましたが、この問題は実は単に法律関連業種だけの問題ではなく、サービス業等強制加入からはずされている全ての業種の労働者にとつても切実な問題であると考え、昨年初めて全労連中央本部及び全労連全国一般労働組合に、この問題での共同の取り組みができないかを検討していただくよう要請しました。

今回はその後の議論・検討の進展状況等についてまず伺いました。大木書記長からは、全労連の社会保障担当者とも相談をして、この問題について、政策化できないか検討を始めたことが明らかにされ、社会保険労務士や厚生省の全厚生労働組合からも話を聞いているこ

と、また大木氏自身もいろいろ調査をしていることなど報告されました。

その上で、現在社会保険料の滞納も大きな問題になっており、難しい問題もあるものの、重要な課題であるのは間違いないので、どのような形で政策化が可能か、引き続き全労連とも相談していきたいとの決意が語られました。そして、当面まず、全労連の担当者も交え、全労連全国一般と全法労協そして全厚生労働組合と、この問題での懇談の機会を設けてはどうかとの大木氏の提案を受け、その方向で日程調整をすることといたしました(なお後日この懇談が五月二八日行われることに決まりました)。

日本共産党・木島日出夫衆議院議員への要請

国会議員に執行官室で働く労働者の現状を知ってもらい、労働条件の改善について協力いただくよう要請しました。

あいにく、木島議員は出張されていて不在でしたが、塩谷法道秘書が応対してくださいました。

全法労協からは、はじめに戸田議長と執行官室労組の代表が、執行官室の労働者が置かれている現状について説明しました。

執行官室の労働者は、裁判所で働きながら、執行官個人に雇用されているため、執行官が代わつた場合、そのまま雇用契約が承継されるとは限らない。たとえ雇用が継続されても、労働条件が切り下げられるという不安定な雇用契約であること。

また、執行官の収入には個人差、地域格差が大きく、労働者の待

遇面にもそれが反映している。昨年導入された「不動産売却手数料全国配分制」により、収入格差は縮まったが、そのことによる収入減になったところは、それを理由に執行官室労働者の賃金・労働条件の切り下げをされたなど、今春全法労協が取り組んでいる「2001年要求と実態調査アンケート」に寄せられた、全国の執行官室に働く労働者の声を届けました。

裁判所の公務を仕事としながら、裁判所職員との労働条件に格差があるのは、最高裁判所の監督責任に問題があることを説明したところ、「主旨はよくわかりましたので、こちらとしても調査できることをして、他の法務担当職員とも話し合い、近いうちにまた皆さんと懇談をしましょう」と約束してくださいました。

狭い衆議院議員控え室に10人もの全法労協の代表が押しかけたので、熱意が伝わったのだと思います。

統一行動に参加して

一組合員としてでしたが、今回(4/16)の統一行動に参加させていただき、大変勉強になりました。法律業務に携わるものとして決して自分たちの職場の問題だけでなく、司法改革の問題やすべての労働者への社会保険の適用をもとめること、また執行官室で働く労働者の問題など労働組合として果たすべき役割の重要性を学ぶことができました。

特に今の青年労働者はフリーターなどの増加によって社会保険に

未加入のケースが多くなってきたというなかで、こうした公的な保険の充実を求める運動は待たなしの課題であることだと思いました。また、最高裁判所の中を案内させていただき、はじめて最高裁の法廷にも足を踏み入れましたが、あまりの華やかで神秘的な造りに日本の官僚的な司法制度の象徴を見た気がしました。

千葉県法律関連労組 小島 秀也

労働基準法違反だと思つので改善してほしい…

解雇撤回裁判で勝利的和解成立(大阪)

労働基準法違反だと思つので改善してほしいと事務員が弁護士に言ったら解雇された・・・大阪の法律事務所の解雇撤回裁判は三月八日に和解が成立しました。

和解の骨子は、被告は原告両名に対し労基法違反のあったことを認め、それについて陳謝して解雇を撤回する。原告両名は三月八日付で退職する。被告は解決金として三月末日までに計七百万円の解決金を支払うというものです。

この内容は、原職復帰こそできなかったものの、それを除いてほぼ全面的に原告らの要求が認められた勝利的和解といえるものです。昨年七月に提訴以来、原告の植田さん、木村さんを中心に、弁護団、組合、そして働く多くの仲間の支援に支えられて今回の成果を勝ちとることができました。本当にありがとうございました。

今、司法関連の職場では国民により身近な司法をめざすとして司

法改革の大きなうねりが起きていますが、残念ながら肝心の法律事務所の多くは未だに前近代的で未成熟な労使関係にあります。毎年の春闘アンケートや労働相談の中では、突然に解雇された、事務所妻と呼ばれている、声を上げようとしても相手が弁護士ということもあり恐くて言えない等々悲鳴にも近い訴えが数多くありました。また中には正に労働者を人として扱っているのかと疑いたくなるよ

『朝日新聞』(二〇〇一年四月五日付朝刊)の記事から

うな驚くべき実態もあります。

そのような中で今回の二人の勝ち取った成果は、小さな職場でも言つべきことはキチンと言つ。正当な要求の前では、いかに弁護士といえども認めざるを得ない。法律違反の弁護士は許されないということをごに示したものととして、同じ法律事務所働く仲間には大きな勇気と励ましを与えてくれたものであると思います。

大阪法律事務員労組結成二年、初めての裁判闘争において勝ち取った成果を力に労働基準法違反の職場をなくしていくためにさらに運動を強めていきたいと思ひます。

(大阪法律事務員労組)

第3回法全連近畿ブロック・全法 労協関西ブロック交流会を開催

2001・4・7 (in 神戸)

四月七日、第三回法全連近畿ブロック・全法労協関西ブロック交流会が神戸で開かれ、一八名が参加しました。

第一部では、兵庫弁護士会の西田雅年弁護士より、「司法改革と法律事務職員の仕事」と題してお話いただきました。

西田弁護士からは、国民の側から見た司法の現状と問題点・その背景説明の後、九八年頃から財界・自民党から規制緩和とグロ-

バルスタンダードを求める「司法改革」の圧力が強まったこと、現在、司法改革審議会では、多数の論点について論議しているものの「弁護士改革」に偏った議論が先行しており、また、弁護士費用の敗訴者負担制度などの新たな問題が浮上していること、他方、裁判員制度導入など裁判所・法務省の抵抗も押し切られるような流れもあること、五月から最終意見に関する審議に入るが、「勝負は関連法案の国会審議にかかっている」との指摘がありました。

最後に、弁護士・事務員、いずれも「司法改革」の中で、否応なく「変革」を迫られるであろうこと、それは事務所の共同化・大型化・法人化や業務内容の変化や専門化という形で進んでいくのではないが、ただ、こうした変化はあっても、業務の基本は、依頼者の「正当な利益」を守るために何をすべきなのかだ、との指摘は私たちにとって基本的スタンスを示したものといえるでしょう。

第二部では、法全連幹事の堀江英文さんから、昨年一月に法全連が発表した「法律事務員『全国統一研修制度』の早期実現に向けて」の提言について、「全国統一研修制度の提言を読む」と題してお話いただきました。

堀江幹事は事務員の立場から、今論議が盛んな「司法改革」の中で、「市民に身近な法律事務所づくり」、「全国どこの法律事務所を利用して良質な法的サービスを受けられる」ようにするために、法律事務所の機能に不可欠な法律事務員を育てることが重要であること、そのためには全国的な事務員統一研修制度が必要であり、また、そのこと自体が事務員の要求であるのみならず、少なくとも弁護士の要求でもあること、その証拠に、七〇年代に始まっ

た弁護士会主催の事務員の研修制度実施要求運動も広がり、今では、少なくとも二一の都道府県で実施されていること、これまでの実施状況からみても、今全国統一研修制度を実施することは、日弁連がやる気になれば可能であること、その実現のために事務員としても協力は可能でその準備もある、との力強いお話でした。

講演後の意見交換では、次のような報告がありました。

大阪 昨年の全法労協総会でも報告された解雇問題について、裁判闘争も闘う中で、原職復帰以外はすべて請求通りの和解が成立した。全国的にも注目されている都市型公設事務所では、前の事務所からの引継業務と公設事務所としての事件が併存し、大変苦勞していること、しかも身分的には極めて不安定な雇用形態である。

京都 弁護士過疎対策の公設事務所設置に伴う解雇問題については不安定雇用もあるが、ともかく三人全員の雇用先が確保できた。

交流会の最後は、懇親会。ハーバービューを楽しみながらのワイワイでした。

最後になりましたが、交流会のご準備をいただきました神戸の皆さん、ありがとうございました。

